


こう変わる2007年度税制改正のあらまし

あけましておめでとうございます。2007年度の税制改正のあらましをご案内します。

いずれも減税ですが、今年より所得税と住民税の定率減税が廃止(増税)になります。

区分	項目	時期	内容
法人税 ・減税 ×増税 以下同じ	減価償却制度の改正	07年4月取得分～	95%の償却限度額を撤廃して、100%損金算入が可能に。償却方法は定額法の償却率の2.5倍に(改正前より10～50%有利に)既存取得資産も残存5%部分は5年で償却。
	役員給与の損金算入規定の見直し	07年4月～開始の期	社長給料の給与所得控除相当が、会社の税金計算で損金不算入となる制度を緩和。適用除外となる会社について、過去3期分の課税所得と社長給料との合計の平均額を、800万円以下から1600万円以下に引き上げ。
	留保金課税の適用除外	未定	同族会社が社内に留保した所得が大きい場合(約3千万円以上)にかかる留保金課税について、資本金1億円以下の会社を適用除外に。
所得税 	住宅ローン減税の特例の創設	07年～08年分	マイホームを取得して07～08年に居住して住宅ローンがある場合、これまでの10年間控除に加えて、15年間控除の制度を創設して選択可に。控除率は1～10年目0.6%、11～15年目0.4%と10年制度より縮小。
	バリアフリー改修促進税制の創設	07年4月～08年12月末	マイホームの段差をなくすなどの「バリアフリー改修工事」を借入金でおこなった場合は、改修工事200万円を限度に、年末借入金の残高の2%について5年間所得税の税額控除。
	上場株式の譲渡課税及び配当課税の特例の延長	右の通り	上場株式を譲渡した場合の譲渡益と配当について、10%(本来20%)課税とする特例を、それぞれ1年間延長。譲渡は08年12月末まで、配当は09年3月末までに。
相続税	相続時精算課税について自社株の特例制度の創設	07年1月～08年12月末	親(60歳以上)から子(20歳以上)の生前贈与の特別控除額2500万円について、一定の自社株の贈与は500万円上乗せして合計3000万円に。

その他以下のような特例の適用期限が延長されました。

- 所得税
- マイホームの買換えの特例(09年12月末まで)
 - マイホーム譲渡損の繰越(09年12月末まで)
 - 特定事業用資産の買換えの特例(10年超所有土地・建物より国内の土地・建物・機械等への買換え)の延長(08年12月末まで) (落合 孝裕)